

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

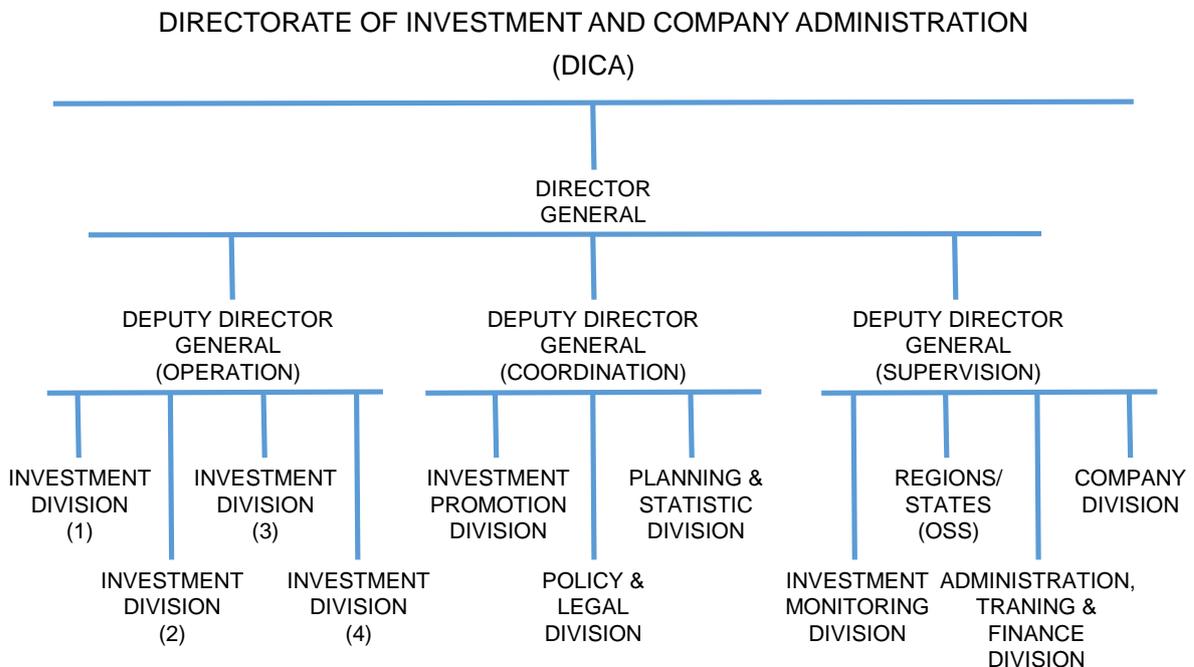
(1) ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission : MIC)

MIC は、連邦政府の中から選出された委員長のほか、各省庁、政府機関並びに専門家の中から連邦政府が指名したメンバーから成り、事務局長がその運営を支える組織である。従来、一定の投資活動に関して MIC から投資許可を得る必要があったが、ミャンマー投資法の制定に伴い、あらためて MIC による投資許可が必要となる条件が定義されている。ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法及び同細則では、一部の事業に該当する場合には MIC 投資許可を得る必要があると規定されている。

(2) 投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration : DICA)

DICA は企業と政府とをつなぐ役割を担う主たる機関であり、民間セクターの開発の促進と国内外からの投資促進を推進している。また、投資と企業に関する規制機関、会社の登録機関、投資促進機関、MIC の事務局の側面をもち、さらには二国間投資促進保護協定の起案、交渉、承認をも担当している。

図表 6-1 投資企業管理局 (DICA) の組織図



(出所) : DICA ホームページより作成



ミャンマー投資委員会（MIC）と投資企業管理局（DICA）
（同じ建物に入居している）

2. 最近の動き

(1) 外資会社による卸売業と小売業への参入

従来、外資会社は、ミャンマーにおいては、卸売業と小売業を行うことが原則的に禁止されており、販売事業を行おうとする外資会社にとっては大きな障害となっていた。

この点、2018年5月9日付けで、商業省から通達が発表され、外資会社も一定の要件を満たせば、卸売業と小売業を行うことが可能となった。要件は図表 6-2 の通りである。

図表 6-2 外資会社による卸売業と小売業への参入のための要件

No.	要件	内容									
1.	対象事業	<p>当該通達における卸売と小売の定義は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売（Wholesale）：小売業者または製造業者に対する多量の商品の販売 小売（Retail）：再販を目的とせず、消費目的にて少量の商品を購入する国民に対する商品の販売 <p>なお、ある取引が卸売業と小売業のどちらの事業に該当するかの判断が必要な場合には、商業省に対して確認することが望ましい。</p>									
2.	対象物品等	<p>ミャンマー国内で製造された物品及び海外から輸入された物品と規定されており、下記「5.禁止事業」の事項を除くあらゆる物品を取扱うことが可能と考えられる。</p> <p>なお、ミャンマー国内のいずれの地域であっても、卸売業・小売業を行うことが可能とされている。</p>									
3.	初期投資額	<p>卸売業と小売業、それぞれの出資割合に応じた初期投資額に基づく要件が課せられている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>100%外国会社又は合弁会社 (内資比率 20%未満)</th> <th>合弁会社 (内資比率 20%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>5 百万ドル以上</td> <td>2 百万ドル以上</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3 百万ドル以上</td> <td>0.7 百万ドル以上</td> </tr> </tbody> </table>		100%外国会社又は合弁会社 (内資比率 20%未満)	合弁会社 (内資比率 20%以上)	卸売業	5 百万ドル以上	2 百万ドル以上	小売業	3 百万ドル以上	0.7 百万ドル以上
	100%外国会社又は合弁会社 (内資比率 20%未満)	合弁会社 (内資比率 20%以上)									
卸売業	5 百万ドル以上	2 百万ドル以上									
小売業	3 百万ドル以上	0.7 百万ドル以上									

No.	要件	内容
		<p>なお、通達の公表時点では、当該初期投資額の定義は明確となっていない。資本金額ではなく、事業開始時の投資金額を指していると考えられるが、具体的な内容及び当該金額基準を満たすための期間（例えば、単年度だけの投資金額なのか、それとも複数年度の投資金額合計なのか）、判断の単位（会社ごとなのか、それ店舗ごとなのか、複数の店舗をオープンする場合には合算にて判断されるのか）等については、個別の案件ごとに商業省と折衝をする過程で決定されていくものと考えられるため商業省へ確認することが望ましい。また、この初期投資額には土地賃借料は含まない。</p>
4.	商業省への登録	<p>商業省に登録するためには、以下の書類を提出する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社の設立証明書 ② MICによる許可または是認（Endorsement）のコピー ③ 所轄の市開発委員会又は管区・州の市開発委員会（例えば、YCDC）からの推薦状 ④ 卸売・小売によって販売する予定の商品グループのリスト ⑤ 初期投資額や販売場所等を含む詳細な事業計画 <p>なお、③推薦状の取得には数カ月を要することも考えられる。また、⑤事業計画については、特定の書式は公表されておらず、案件ごとに商業省と折衝をする過程で決定されることが考えられるため、事前に商業省への確認することが望ましい。</p>
5.	禁止事業	<p>上記に関わらず、以下の事業は禁止されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小規模の小売業 店舗床面積が929平方メートル未満の店舗での小売業（ミニマート、コンビニエンスストアを含む）は認められていない。 なお、卸売業については、店舗床面積による制限は設けられていない。また、卸売業を行うための倉庫等も店舗として認められるかについては商業省に確認することが望ましい。 • 規制品の販売 法令等により禁止されている物品の販売は認められていない。なお、具体的な規制品目について明確になっていない。
6.	店舗の拡張、新規店舗の開設等	<p>卸売業者・小売業者として登録をした会社が、新規店舗の開設・店舗の拡張を希望する場合には、その90日前までに商業省に対して通知する必要がある。また、当該支店が開設・拡張する場合も、当該通達の内容に従う必要がある。</p> <p>なお、上記の投資要件の充足を求められる可能性があるため、当初登録時においても将来の拡張等を考慮して商業省と折衝することが望ましい。</p>
7.	その他	<p>当該通達においては、外資会社による輸出入の可否について直接的な言及はないため、商業省への確認が必要となる。しかし、上記「2.対象物品等」にある通り、海外から輸入された物品も取り扱いが可能とされていること、また、輸入に関連して発生する税金（Duty）の支払いも規定されていることから、外資会社が対象商品を輸入する場合には、輸出入業者登録を行うことにより、自社にて輸入することが可能と推察される。</p>